

平成25年（ワ）第696号 原発再稼働禁止及び運転差し止め請求事件

原告 辻義則 外56名

被告 関西電力株式会社

準備書面1

平成26年7月1日

大津地方裁判所民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 井戸謙一

同 菅 充行

同 高橋典明

同 吉川 実

同 加納雄二

同 田島義久

同 崔 信義

同 定岡由紀子

同 永芳 明

同 藤木達郎

同 渡辺輝人

同 高橋陽一

同 関根良平

同 森 内 彩 子

同 杉 田 哲 明

同 石 川 賢 治

同 向 川 さ ゆ り

同 石 田 達 也

同 稲 田 ま す み

原告らは、大飯原発3，4号機運転差止請求事件・福井地裁2014年5月21日判決がだされたことを踏まえ、下記のとおり主張を追加する。

記

- 1 福井地方裁判所は、2014年5月21日、関西電力株式会社に対して、大飯原子力発電所から半径250キロメートル以内の土地に住む住民との関係で、同発電所3号機および4号機の原子炉の運転を差し止める判決を言い渡した（以下「本判決」という）。本判決の判示内容は、未曾有の過酷事故というべき福島第一原発事故によって生じた被害の深刻さを適切にふまえたものであり、高く評価されるべきであるが、①生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分の価値を正確に捉まえて、過酷事故を招く具体的危険性が万が一でもあれば、差し止めが認められるとした点、②基準地震動の想定や原発に係る安全技術及び設備について、現在の科学技術を直視した上でその限界を真摯に指摘している点が特に評価できよう。

本判決に対しては、言い渡し直後に掲げられた「司法は生きていた」との垂れ幕に象徴されるように、多くの市民、マスコミから、感動と賛同の声が寄せられたが、他方、一部のマスコミや識者からは、原発に関して「ゼロリスクを求める

もの」であるとか、「科学技術を無視・軽視したもの」であるとかいう批判がされている。しかしながら、後述するとおり、本判決は、差止の要件としてあくまでも「具体的危険性」を求め、基準地震動や使用済み核燃料等に関して「具体的危険性」の存在を詳細に認定しているのであって、「ゼロリスクを求めるもの」などではない。また福島第一原発事故という現実を直視した上で、原発が「確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ち得る脆弱なもの」として、科学技術の限界を指摘したものであって、「科学技術を無視・軽視」するものでは全くない。これらの反論はいずれも、「原発（再稼働）容認」という結論ありきで、本判決の内容を不当に歪めるものであって、失当というほかない。

以下において、本判決の要旨を簡潔に記載する。

2 本判決の要旨

(1) 人格権

本判決は、「個人の生命、身体、精神及び生活に関する利益は、各人の人格に本質的なものであって、その総体が人格権であるということが出来る。人格権は憲法上の権利であり（13条、25条）、また人の生命を基礎とするものであるがゆえに、我が国の法制下においてはこれを超える価値を見いだすことはできない」としたうえで、「人格権とりわけ生命を守り生活を維持するという人格権の根幹部分に対する具体的侵害のおそれがあるときは、その侵害の理由、根拠、侵害者の過失の有無や差止めによって受ける不利益の大きさを問うことなく、人格権そのものに基づいて侵害行為の差止めを請求できることになる」とした。

(2) 福島原発事故

本判決は、「福島原発事故においては、15万人もの住民が避難生活を余儀なくされ、この避難の過程で少なくとも入院患者等の60名がその命を失っている。家族の離散という状況や劣悪な避難生活の中でこの人数を遙かに超える人が命を縮めたことは想像に難くない。」と福島第一原発事故による被害の深刻さを直視し、「原子力委員会委員長が福島第一原発から250キロメートル圏内に居住す

る住民に避難を勧告する可能性を検討した」こと、「チェルノブイリ事故の場合の住民の避難区域も同様の規模に及んでいる」ことを認定した上で、放射線物質のもたらす健康被害についての楽観的な見方、避難区域は最小限のもので足りるという見解の正当性に重大な疑問を投げかけ、「250キロメートルという数字は緊急時に想定された数字にしかすぎないが、だからといってこの数字が直ちに過大であると判断することはできないというべきである」とした上で、大飯原発から250キロメートル圏内に居住する者は、大飯原発の運転によって直接的に人格権が侵害される具体的危険があるとの結論に結び付けた。

(3) 本件原発に求められる安全性

ア 原子力発電所に求められるべき安全性

本判決は、本件では「生命を守り生活を維持する利益は人格権の中でも根幹部分をなす根源的な権利」と「原子力発電所の運転の利益の調整が問題となっている」、「原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由（憲法22条1項）に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである」、自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広範に奪われる事態を招く可能性があるのは原発事故以外に想定しにくい、かような危険を抽象的にでもはらむ経済活動は、「かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である」と、人格権の位置づけを明確にし、原告の差止め請求が認められるための要件を明示した。

更に、本判決は、技術の危険性の性質やそのもたらす被害の大きさが判明している場合には、技術の実施に当たっては危険の性質と被害の大きさに応じた安全性が求められることになるから、この安全性が保持されているかの判断をすればよいだけであり、危険性を一定程度容認しないと社会の発展が妨げられるのではないかといった葛藤が生じることはない、原子力発電技術の危険性の本質及びそのもたらす被害の大きさは、福島原発事故を通じて十

分に明らかになったといえる、本件訴訟においては、「本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象」であるとして、科学技術が問題となる訴訟における裁判所の判断の在り方を明らかにし、「福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しい」と、司法の気概を示した。

イ 原子炉規制法に基づく審査との関係

本判決は、上記の理は、「人格権の我が国の法制における地位や条理等によって導かれるものであって、原子炉規制法をはじめとする行政法規の在り方、内容によって左右されるものではない」、「新規制基準の対象となっている事項に関しても新規制基準への適合性や原子力規制委員会による新規制基準への適合性の審査の適否という観点からではなく、上記の理に基づく裁判所の判断が及ぼされるべきである」として、人格権侵害の有無の判断を求められた司法は、許認可手続における行政の判断とは別個に判断すべきことを示した。

(4) 原子力発電所の特性

本判決は、原子力発電技術で発生するエネルギーは極めて膨大で、「運転停止後も電気と水で原子炉の冷却を継続しなければならず、その間に何時間か電源が失われるだけで事故につながり、いったん発生した事故は時の経過に従って拡大して行くという」本質的な危険を持つこと、施設の損傷に結びつき得る地震が起きた場合、「止める、冷やす、閉じ込めるという3つがそろって初めて原子力発電所の安全性が保たれる」が、福島原発事故では、冷やすことができなかつたため放射性物質が外部に放出されたことを指摘した。

そのうえで、本判決は、大飯原発3、4号機には「地震の際の冷やす機能と閉じ込めるという構造において次の欠陥がある」として、次の(5)(6)のとおり冷却機能の維持と使用済み核燃料の危険性について検討を加えている。

(5) 冷却機能の維持について

ア 1260ガルを超える地震について

本判決は、1260ガルを超える地震では冷却システムが崩壊し、メルトダウンに結びつくことは被告においても自認しているところであるとした上で、以下のとおり、地震予知の科学的限界を指摘している。

「我が国の地震学会においてこのような規模の地震の発生を一度も予知できていないことは公知の事実である。地震は地下深くで起こる現象であるから、その発生の機序の分析は仮説や推測に依拠せざるを得ない」。地震は大古の昔から存在するが、正確な記録は近時のものに限られ、頼るべき過去のデータは極めて限られたものにならざるをえない。原子力規制委員会においても、16個の地震を参考にして今後起こるであろう震源を特定せず策定する地震動の規模を推定しようとしていることが認められるが「この数の少なさ自体が地震学における頼るべき資料の少なさを如実に示すものといえる」。

その上で、本判決は、大飯原発には1260ガルを超える地震は来ないと確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能であるとしているばかりか、「1260ガルを超える地震は大飯原発に到来する危険がある」ことを認めている。

イ 700ガルを超えるが1260ガルに至らない地震について

(ア) 本判決は、被告はイベントツリーを策定してその対策をとれば安全としているが、「イベントツリーによる対策が有効であることは論証されていない」と断じている。

また「事態が深刻であるほど、それがもたらす混乱と焦燥の中で従業員に適切かつ迅速に措置をとることを原子力発電所の従業員に求めることはできない」と、福島第一原発事故による教訓を述べた上で、地震の発生時間帯によっては人員の確保が困難になる場合があること、発生している事態を把握することの困難性、過酷事故に至る時間が短い場合があること、平常時の訓練の限界、地震によって複数の設備や機械が使用できなくなる可能性、漏れ

た放射性物質の危険性，地震による崖崩れにより交通が寸断される可能性等を指摘し，イベントツリーによる対策の実効性を疑問視している。

(イ) 本判決は，従来と同様の手法によって策定された基準地震動では，これを超える地震動が発生する危険があり，とりわけ，「4つの原発に5回にわたり想定した基準地震動を超える地震が平成17年以後10年足らずの間に到来しているという事実を重視すべきは当然である」として，ここでも「地震学の限界」を指摘している。

ウ 700ガルを超えない地震について

本判決は，700ガルを超えない地震についても，「基準地震動である700ガルを下回る地震によって外部電源が断たれ，かつ主給水ポンプが破損し主給水が断たれるおそれがあると認められる」，「原子炉の緊急停止の際，この冷却機能の主たる役割を担うべき外部電源と主給水の双方がともに700ガルを下回る地震によっても同時に失われるおそれがある」としている。

そして，補助給水には限界があり，「①主蒸気逃し弁による熱放出，②充てん系によるホウ酸の添加，③余熱除去系による冷却のうち，一つでも失敗すれば，補助給水設備による蒸気発生器への給水ができないのと同様の事態に進展する」ことを指摘している。

エ 小括

以上の検討を経て，本判決は，「この地震大国日本において，基準地震動を超える地震が大飯原発に到来しないというのは根拠のない楽観的見通しにしかすぎない上，基準地震動に満たない地震によっても冷却機能喪失による重大な事故が生じ得るといえるのであれば，そこでの危険は，万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険と評価できる。このような施設のあり方は原子力発電所が有する本質的な危険性についてあまりにも楽観的といわざるを得ない」と断じた。

(6) 閉じ込めるという構造について（使用済み核燃料の危険性）

本判決は、使用済み核燃料は原子炉格納容器の外の建屋内にある使用済み核燃料プールと呼ばれる水槽内に置かれていること、本数は1000本を超えるが、使用済み核燃料プールから放射性物質が漏れたとき、敷地外部に放出されることを防御する原子炉格納容器のような堅固な設備は存在しないこと、福島原発事故で、4号機の使用済み核燃料プールに納められた使用済み核燃料が危機的状態に陥り、この危険性ゆえ避難計画が検討されたこと、原子力委員会委員長の被害想定で、最も重大な被害を及ぼすと想定されたのは使用済み核燃料プールからの放射能汚染であったことを指摘し、「使用済み核燃料も原子炉格納容器の中の炉心部分と同様に外部からの不測の事態に対し、堅固に防御を固められてこそ初めて万全の措置といえる」と指摘した。

そして、本判決は、大飯原発においては、「全交流電源喪失から3日たたくしてプールの冠水状態を維持できなくなる。我が国の存続に関わるほどの被害を及ぼすにもかかわらず、全交流電源喪失から3日を経ずして危機的状態に陥る。そのようなものが、堅固な設備に閉じ込められないまま、むき出しに近い状態になっている」とし、「使用済み核燃料は大飯原発の稼働によって日々生み出されていくものであるところ、使用済み核燃料を閉じ込めておくための堅固な設備を設けるためには膨大な費用を要するというに加え、国民の安全が何よりも優先されるべきであるとの見識に立つのではなく、深刻な事故はめったに起きないだろうという見通しのもので対応が成り立っているといわざるを得ない」と断じた。

(7) 大飯原発の現在の安全性と差止めの必要性について

本判決は、人格権を放射性物質の危険から守るという観点からみると、安全技術と設備は、「確たる根拠のない楽観的な見通しの下に初めて成り立つ脆弱なものと認めざるを得ない」とした。

そして、新規制基準については、「現在、新規制基準が策定され各地の原発で様々な施策が採られようとしているが、新規制基準には外部電源と主給水の

双方について基準地震動に耐えられるまで強度を上げる，基準地震動を大幅に引き上げこれに合わせて設備の強度を高める工事を施工する，使用済み核燃料を堅固な施設で囲い込む等の措置は盛り込まれておらず，大飯原発の安全技術及び設備の脆弱性は継続することとなる」として，新規基準の合理性自体を否定した。

(8) 結論

本判決は，これらの検討を経た上，原告らのうち，大飯原発から250キロメートル圏内に居住する者は，大飯原発の運転によって直接的にその人格権が侵害される具体的な危険があると認められるとして，その請求を認容した。

3 本判決の評価

(1) 判断基準について

このように本判決は，福島第一原発事故で現実に凄惨な過酷事故が発生したことを踏まえ，「生命を守り，生活を維持する利益」としての人格権が憲法上の根源的な権利であって，被告の経済活動の自由よりも優先されるべきことを明確にし，過酷事故を招く具体的な危険性が「万が一でもあれば」その差止めが認められるのは当然であると明快に判示している。本件訴訟の訴訟物も，原告らの人格権に基づく差止請求権の有無であり，大飯原発，美浜原発，高浜原発に過酷事故が発生した場合，原告らの人格権とりわけ生命を守り，生活を維持する利益が，たちまち危殆に瀕することは明らかである。この点は本判決が指摘するところと同様であり，本件訴訟においても，上記判断基準により審理されるべきである。

(2) 冷却機能の維持について

本判決は，平成17年以後10年足らずの間に，4つの原発に5回にわたり想定した基準地震動を超える地震が到来しているという現実を直視し，現在の地震学の限界を指摘して，基準地震動を超える地震の発生する危険を認めている。そして，①1260ガルを超える地震が到来した場合，②700ガルを超えるが1260ガルに至らない地震が到来した場合，③700ガルに至らない地震が当来

した場合という全てのケースについて、冷却機能が喪失する危険を認めている。

基準地震動を超える地震が発生する危険が認められる点、基準地震動を超えるか否かにかかわらず地震時の冷却機能喪失の危険が認められる点は、大飯原発に限らず、美浜原発、高浜原発も有するものであり、新規制基準においても何ら解消されていない。

本件訴訟の審理において、これらの点も考慮されなければならないのは当然である。

この点、地震学についても、前述したとおり「科学技術を軽視・無視」との批判はあたらない。基準地震動が基本的に地震動の平均像で作られてきたことは、地震動予測の第一人者であり、原発の耐震設計審査を主導してきた入倉孝次郎京都大学名誉教授は、「私は科学的な式を使って計算方法を提案してきたが、これは平均像を求めるもの。平均からずれた地震はいくらでもあ」る旨明確に述べられている（甲全49：平成26年3月27日愛媛新聞記事）。また入倉教授は、本判決について「揺れの強さが1260ガルを超える地震が絶対に来ないとは言いきれず、警告を発する意味で重要な判決だ」とコメントしている（甲全50：平成26年5月22日毎日新聞記事）。第一人者の地震学者によるこれらの発言からしても、本判決が「科学技術を軽視・無視」したものではないことが明らかであろう。

（3）使用済み核燃料の危険性について

使用済み核燃料は原子炉から取り出された後、なお崩壊熱を発生し続けているし、訴状116頁で述べたとおり、自発核分裂を続ける多種類の核分裂生成物と放射性崩壊を続ける多種類の核分裂生成物の集合体であり、極めて危険な放射性物質の塊である。そして、使用済み核燃料は大飯原発に限らず、美浜原発、高浜原発においても、原子炉格納容器の外の建屋内の使用済み核燃料プールと呼ばれる水槽内に置かれており、使用済み核燃料プールから放射性物質が漏れたときにこれを防御する原子炉格納容器のような堅固な設備は存在しない。

本判決はかような使用済み核燃料の危険性について、極めて正鵠をえた指摘をしており、この点は本件訴訟の審理においても、斟酌されるべきであろう。

(4) 結語

以上述べたとおり、本判決が対象にしている大飯原発3，4号機のみならず、大飯原発1，2号機，高浜原発1～4号機，美浜原発1～3号機についても、本判決の判断基準が採られるべきであるし、冷却機能の維持・使用済み核燃料についての危険性も全く同様である。

したがって大飯原発1～4号機，高浜原発1～4号機，美浜原発1～3号機すべてについて、差し止めが認められなければならない。

(5) 補論

ア 伊方原発訴訟最高裁判決以降、裁判所は、国に対して設置許可処分の取消等を求める行政訴訟においても、事業者に対して運転の差止め等を求める民事訴訟においても、専門家の専門技術的判断を尊重し、結果として、原告住民側の問題提起を悉く退けてきた。福島第一原発事故のあと、このような司法の実態が、市民の怒りを招き、司法が適切なチェック機能を果たしていれば、福島第一原発事故は避け得たのではないかとの指摘がなされた。悲惨な事態を招いた責任の所在として「原子カムラ」が揶揄されたが、原子カムラの構成員として、「政界」「財界」「官僚」「学者」「マスコミ」のみならず、「司法」をも含む論調もみられたほどである。

イ 今後の原発訴訟において、「専門家」の判断を尊重するのは、次の2点から、明らかに誤りである。

(ア) 福島第一原発事故の後、「専門家」がどのような仕事をしていたかが明らかになった。斑目春樹原子力安全委員会委員長の国会事故調での証言によれば、「国際的にどんどん安全基準を高めるといふ動きがあるところ、なぜ日本ではそれはしなくてもいいかという言い訳づくりばかりをやっていて、真面目に対応していなかったのではないかという思いがございま

す。」「ある意味では、30年前の技術か何かで安全審査が行われているという実情があります。」と述べている（甲全第9号証74頁2段目、4段目）。しかし、斑目氏を含む「専門家」たちは、このような認識を持ちながら、各地の原発訴訟では、日本の原発は過酷事故を起こすことはなく、安全であると言い続け、裁判所は、それらの証言に依拠して判決してきたのである。この誤りを繰り返してはならない。

(イ) 福島第一原発事故の後、日本の原発も過酷事故を起こすことがようやく認められ、新規制基準においては、過酷事故が起こった場合の対策を立てることが求められることとなった。今後の原発訴訟の争点は、「過酷事故が起こり得るか否か」ではなく、「過酷事故が起こる可能性が、社会的に許容される程度まで小さいか否か」なのである。そして、どの程度の可能性であれば社会的に許容されるかは、科学問題ではなく、社会問題である。科学では答えを出すことはできず、「専門家」の意見は役に立たない。まさに、司法が正面から取り組んで判断しなければならない事柄なのである。

ウ 本判決は、人格権が極めて広汎に奪われるという事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるべきであり(40頁7～12行目)、このことは、原子炉規制法をはじめとする行政法規の在り方、内容によって左右されるものではなく(41頁5～7行目)、原子炉規制法が専門技術的判断を尊重することを予定しているとしても、その趣旨とは関係なく、司法審査がなされるべきである(41頁18～22行目)と明解に断じた。

「司法の矜持を示した」と言われるゆえんである。御庁には、是非、これに続く明解な判断をして頂きたい。

以 上